

近代日本において大学の本質はどのように考えられてきたか(6)

What is the idea of the university ?

— historical change of the answers in Modern Japan (6)

寺 崎 昌 男

はじめに

連載も当初の予定を超えて6回目となった。異例の長い連載を許していただいたことに深く感謝したい。

今回は戦後を迎える。敗戦直後の時期から大学・教育の改革期を経て占領状態が解除されるまで—1945年から1952年あたりまで一の間に、「大学の本質はそもそも何か」という問いに対して、どのような答えが準備されただろうか。今日確かめうる点、あるいは確かめておくべき点は何だろうか。それらを記して、連載を一応終わりとしたい。

I 敗戦直後の大学と大学本質観

出発点としての三つの原理

第二次世界大戦後の大学本質観は、

- (1) 大学の本質的機能は「教育」と「研究」にあるという帝国大学発足期以来60余年の間に移入した基本理解を受け継ぎ、
 - (2) その理解が実現するためにはアカデミック・フリーダムの存在が不可欠であることをあらためて確認し、
 - (3) その延長上に、旧帝国大学令及び大学令が持っていた国家原理については完全に否定する、
- という三つの基本原理を承認するところから出発した。
- (1)は最も異論の少ない原理であった。

「学校教育法」は、この原理に沿って、大学の職務を「広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定めた(1947年3月)。それと併せて大学令の第一条にあった「国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」という文言は消え、同じく第一条にあった「国家ニ須要ナル學術技芸云々」という文言ももちろん消滅した。即ち上記の(1)と(3)は、法令上、同時的かつ並行的に実現した。

(2)は、外部勢力や政治的压力によって大学および教授(会)の自律性と自立性が損なわれることを避けるべきだという原理であった。しかしその反面には、教育・研究という大学固有の責務と、社会からのニーズないしは貢献要求との関係をどのように調節するか、

さらに大学の「自由」と社会的役割との関係をどのように築いて行くかという深刻な課題を含んでいた。

言いかえれば、(2)は、戦後の日本の大学関係者が戦時下の痛切な経験を経て改めて自覚させられた原理であったが、未来に向けて新たな葛藤をも含んでいる課題であった。この課題は、占領下では、特に「大学と地方・地域との関係をどのように設定するか」という厳しい問いとして浮かび上がる。本論の後半で、焦点を当てて葛藤を整理しておこう。

なお、筆者は上記の時期の大学およびその周辺の状況について、これまで幾度か研究書の刊行や資料収集に当たってきた。文末の「文献注」を参照いただきたい。

反省と自覚

「敗戦直後」というのは、主として1945年8月半ばから翌46年4月までを指すことにしておこう。

始期が8月15日の「玉音放送」であるのは言うまでもないが、終期は第一次アメリカ教育使節団の報告書が連合軍総司令官マッカーサー宛てに提出され、その訳文が全国に普及した時期に当たる。これは教育問題に特有の時期区分だと思われるが、高等教育や大学問題を考える際には有効であると思う。

この時期、大学は大きな変動に直面していた。

戦時下に治安維持法違反その他の思想問題で大学を追われていた教授たちの「学園復帰」がいくつかの大学で行われたが、一方、理事・学長や学部長などの戦時下における軍国主義的言動に対する抗議活動、物資横流し等の汚職への糾弾、そして講義内容への批判等が噴出し、その発展として、学園騒動が各地で起きた。占領軍当局はそれを弾圧せず、むしろ奨励した。

他方、有力大学には占領軍が乗り込んで研究施設を破壊するような措置も見られたし(東京帝国大学のサイクロトロン設備の破壊など)、マッカーサーは、キリスト教主義に立つ大学・学校の戦時下における軍部への協力の実態を調査するよう文部省に命じ、当面は立教大学の役員等に直接辞任を命じるという措置を取った。要するに、この時期は、大学に対して、占領軍によって禁止的措置(negative measures)が、次々に取られていった時期であった。

ただし積極的な措置（positive measures）が全く見られなかったというわけではない。その第一は、大学に軍事色の刷新を求める声が強く沸き起こったことである。特に中央紙は社説その他でたびたび大学の刷新と指導的大学の総入れ替えを訴え、各地の学園で抗議運動を起こした学生・生徒たちも、まず学園の旧指導層の入れ替えを要求した。全学連（全日本学生自治会総連合）という全国組織の結成は1948年で、この時期にはまだ出来ていなかった。従って学園紛争は素朴な形態のものばかりであったが、それだけに、学校・大学における自由の回復の要求は単純明快なものであった。この時期、占領軍当局も生徒・学生たちの動きをむしろ支援し、学校における言論の自由を奨め、教師・学校への批判を奨励した。

大学に関して特に注目すべきは、この時期女性の大学教育を受ける権利に関して日本政府内部に大きな動きがあったことである。マッカーサーは、すでに人権確保の5大政策の第1項に女性の政治的解放を入れていたが、それに基づく働きかけが重光内閣を動かしたのであろう、1945年12月に「女子教育刷新要綱」を閣議は諒解し、そのなかに高等教育の女性への開放が盛り込まれていた。

その他、全国紙は「大学の刷新」を幾度も社説に掲げ、大学内で発行されていた新聞も大学改革を唱える論説を取り上げた。

この時期、「大学と軍国主義・超国家主義との癒着結合」という総力戦体制下の大学史的事態に対する告発と批判は、言論界や学園、学生・生徒たちを圧倒的に支配した。その中で、大学の門を女性たちに閉ざすという明治期以降のタブーも破られていったのである。

ただし、先にも触れたように、大学は研究と教育の二つを本質的な使命として持つ機関だ、という本質観はこの時期いささかも変わらなかった。正確には、むしろその両使命の再確認こそ大学批判とタブー破壊との最も深い基礎であった。その再確認から引き出されてきたのが、前述の「研究の自由」と「大学の自治」の理念（アカデミック・フリーダム理念）の回復である。

昭和戦中期を超えてはるかに大正デモクラシー期までさかのぼることのできるその理念を取り戻すべきだ、というのがこの時期の大学論の基調であった。

第一次アメリカ教育使節団の報告書と「研究の自由」「大学の自治」論

1946年3月に来日したアメリカ教育使節団が著わしマッカーサーに提出した「米国教育使節団報告書」（以下報告書あるいは第一次・第二次報告書と記す）にも、この基調は一貫して貫かれていた。

以下、アカデミック・フリーダムについて報告書の

中の代表的な節を引用しておこう（当時普及した文部省訳による。各項末尾のカッコ内は所在小見出しの記述を示す）。

(1) 「[大学は] 智的自由の伝統をこの上もなく高価な宝として防護し、思想の自由を激励し、探求の方法を完成し、知識の向上をうながし、科学および学問を育成し、真理への愛着を育み、そして社会への絶えざる光明の源として役立つものである」(序論部分)。

(2) 「自由に学び自由に発表する機会が、官公私立を問はずすべての優良な学校に回復されなくては、一般民衆の興味があらゆる文化からくる新しい思想や新しい方法に対して、正常に発展することができない。高等教育における日本の保守主義は破壊されうる。世界の幸福と日本の福利のために、さうされるべきものと考へる。連合国は日本国民に、政治的干渉を離れて彼ら自身の力で自らこれをなす[保守主義を破壊する] 機会をただ与へうるにすぎない」(公私立学校)。

(3) 「個々の教授の地位は、高等教育の改善の如何なる提案の中においても、最も重要な要素である。彼の影響力は、社会の二つのおくり物、即ち学問の自由と経済的保障に依存する」(個人の地位・教授団)。

(4) 「大学及び高等学校専門学校の教授が官等から解放されることは、自治と志気への一大躍進を意味するであらう。それはまた他の国々における同様の団体との好ましい関係への基礎を作り出すことともなるであらう」(同前)。

(5) 「学問の自由を維持する一つの確実な方法は、学問のことにおいては教授自身に権威を持たせることである。学問の自由はまた、教師や教授及び大学から成る全国の協会によって支持されてゐる。それらの協会はすべての人々の幸福のために学者や科学者の権利を用ひることが、社会に対する責務であるといふ精神に基づいてゐるのである」(同前)。

(6) 「教育や研究の高い基準は、現職中の男女の教師によって立てられるものであって、法令によって定められるものではない。もしも高等教育の機関が自由に社会に奉仕する資格があるとすれば、それはまた同時に学問上他の監視を受ける必要はない。それ故学問の自由に経済的圧迫を加へるやうな問題が起こった場合には、常に警戒の要がある」(同前)。

(1)～(6)は、報告書の中の第6章をなす「高等教育」のみから抜粋したものである。このほか、小中学校ほ

か教育一般に触れている諸章の中でも、教育の自由、専門職者としての教師の自由に関して実に多くのことがふれられているから、それをすべてあげれば膨大な量に上る。上には、とりあえず大学と高等教育機関およびその教員に関するものだけを挙げてみた。

一覧してわかるのは、第一に大学・高等教育機関の「機関としての自治・独立」とその構成員たる教職員特に教員の「身分的保障と志気」との二つをはっきりと区分して強調していること、第二に、教員の「研究の自由」と公平性の保障とに対する外部からの圧迫や拘束を否定し、監視を禁止していることである。使節団は、第一の原則のコロラリーとして、官学と私学の位置が対等であること、私学にももちろん自由が保障されるべきことを確認し、第二点のコロラリーとしては大学・学校を官僚統制から解放すべしと強調していた。

社会的ニーズへの注目の必要

先にも触れたように、報告書は「大学は様々な形で社会的なニーズにこたえるべきである」という論点に触れている。ここでは「学者の占める高度の学識の世界と、学識程度の不明な幾百万の日本の民衆との間には、あまりにも広い距りがあった」（日本の高等教育の過去における制限）といった基本原理については立ち入らず、大学が応えるべき具体的なニーズについて触れた提言だけを大意に即して摘記すれば、次のようになる。

- (1) 有能な青年男女を訓練して新旧両様の職業に対して技術的に有能ならしめるように訓練すること。
- (2) 大学は美術、文芸、宗教等文化的側面の開放、歴史の書き直し、文学の開設等のリーダーシップをとり、さらに社会科学、自然科学、人文科学等の振興の先頭に立つこと。
- (3) 日本では、今、手芸業、軽工業、多角的農業、商業経済を発達させ、商品および勤労の国際交流の拡大を図ることが求められている。これに対し、大学は、技術学・経済学上の研究さらには社会研究を通じて対応すべきであること。
- (4) すべての技術教育・職業教育には再吟味と調整が加えられなければならないこと。特に身体的および社会的に人類の福利に関係を有する活動（たとえば医療看護及び社会事業等）の教育に対しては特に再吟味や調整が必要であり、将来経済状態が許されるようになったときには「新聞、雑誌業、労務関係、学校管理等」の専門教育にも関心を持つべきであり、今後需要が増える教員養成に関してはもちろん努力すべきこと。

- (5) 医学教育には特別の配慮が必要である。有能な教授と適切な施設を欠く医学校は水準を向上させるか、廃校処分にすべきであること。

- (6) 大学は公開講座を通じて国民との接触を図るよう配慮すべきこと。

これらのうち、(1)や(2)は、日本の大学関係者が伝統的に承認してきた大学本質観からしても、繰り返されるまでもない提言であった。しかし(3)以下になると、それ以前の大学論の中で必ずしも明示的に唱えられてきたものではなかった。特に今日的に言えば(4)の福祉的な諸活動への大学の教育的貢献、医学教育の根本的刷新、新聞研究その他の現代的諸活動への教育上の配慮等は、最も画期的な提言であった。

1950（昭和25）年9月、アメリカ政府は、GHQの要請のもとに第二次教育使節団を派遣した。

第一次使節団から5年後の教育改革の進展に関して調査したこの使節団は、報告書の中で、初等・中等教育等の他の諸項目に比べて、特に大きなスペースを「高等教育」に割いている。しかしその内容は、「日本はどれだけの高等教育機関を必要としているか」「日本の高等教育機関は、どのようにすればもっとも有効に組織され運営されうるか」といった量的問題や管理的側面にかかわる論点であり、社会的ニーズと大学の本質・責務との関係といった論題はほとんど触れられていない。人材供給を通じての国家・社会への貢献をより細心に行え、というのが勧告のすべてであった。関係個所だけを引用しておこう。

- (1) 「日本の高等教育の究極の性格は、国家の諸目的を遂行するためにどのような高等教育を受けた人々が必要であるかということによって決定されなければならない」。
- (2) 「大学教育を受けた人々を、現在の数よりはるかに多数を必要としている他の専門職業もたくさんある」。
- (3) 「生き残るために、技術的、芸術的生産物を、大量に輸出しなければならない国が必要なだけ、じゅうぶんな数の技術家や工芸図案家や美術家を、日本は教育しているか。幾百万の人々の、身体的、道徳的、精神的要求が示すような、じゅうぶんな数の医者や看護婦や社会事業家や宗教奉仕者を、日本は教育しているか。日本の将来の実業指導者や政治指導者は、今日ほど大学に在学する必要があるか。日本には、高等教育を必要とする将来の詩人・小説家・劇作家及び作曲家がいるか。日本には、常に偉大を夢見る社会において重要な役割を果たすために、適正な教育を受けたじゅうぶんな数の教師がいるか」。

1950年秋は、まだ新制四年制大学発足後2年しかたっ

ていなかったから、その「成果」を判定するには明らかに早すぎる時点であった。従って第二次使節団の報告書にいささか性急な個所があっても不思議ではなかった。しかし上記のような論の運びが語るのは、「大学を論じる際、大学に投げかけられる社会的ニーズとの関わりを抜きに立論することはできず、そのニーズも『国家ノ須要』といった抽象的な文言によってではなく、具体的な職業分野・国民生活との関わりで論じるべきである」という考え方である。「大学本質観の新しい発想様式」と表現してもいいかもしれない。

Ⅱ 「ニーズ」の展開 — 特に地方・地域のニーズと大学

「進学要求に応える」というニーズ

ところで、大学・高等教育に対するもろもろのニーズの中で、最も大規模な形をとって浮上し、それに対する応え方も最も大規模かつ鮮明だったのは、青年の進学要求とそれへの対応であった。詳述するまでもなく、学校体系に六三三四制を採用し、それによって新制高等学校卒業と大学進学とを直結させる、という改革であった。

この改革は、専門学校、旧制高校、大学予科、さらには師範学校、青年学校の廃止という大改変を伴っていた。この基本方向は早くも1946年末には教育刷新委員会の建議の形でまとめられ、1947年3月には「学校教育法」によって法制化され、次々に実施されていった。

補注) 教育刷新委員会は1946年8月に発足した教育改革審議機関。内閣総理大臣の諮問に応じて活動したが、教育基本法の要綱、六三制の採用をはじめ戦後教育改革の重要課題をすべて審議した。本文で後に触れる大学基準協会は46年11月から結成準備を開始し翌1947年7月に発足した大学基準設定のための大学団体である。占領下の大学政策は、実質的にはこの両組織によって決定された。

もちろん教育使節団メンバーも高等教育制度の全体的改革のありようについては大きな関心を持っていた。

第一次報告書では、

「日本の大学制度は、如何なる国の高等教育計画においても普通見られるやうな諸要素を基礎にしておいてはならぬ。そして才能ある青年を常に豊富に供給することが、その計画の中の一つであることは論をまたない。高等の学問へ進む権利のあることが、国民大衆にもまた高等教育を支配する行政機関にも、はっきりと認識されなくてはならぬ」という明確な提言を記していた。高等の学問へ進む(青年たちの)権利と、それを満たした者たちを社会

に供給する(大学の側の国際社会共通の)責務の双方が計画化されなければならないことを、的確に指摘したものであった。

ところで第一次使節団の団員たちは、先に触れたように社会的ニーズへの対応というテーマに対する関心を極めて強く表明していた。しかし彼らは、単にニーズ一般に応えることを勧告・提案していたわけでない。特に地域の自治が重要であり、そこから芽生える諸要求に応えることが重要であることについて、特段の関心を払っていた。

地方・地域の要望と教育一般との関係

この意味で注目を必要とするのは、第一次報告書がさまざまな形で地域の要望と公教育の関係に触れていたことである。

まず初等・中等教育関係に関して論述している箇所を訳文原文のまま一括してあげておこう。

- (1) [使節団は実行に移すべき数々の事がらを提案しているのだから、今後、総司令部に付属する民間人の顧問を置く必要があるが]、都道府県及び市町村の水準で行われる教育に、現在よりももっと広範囲の自治を与えるやう勧めて居るのであるから、連合国を代表して、専門教育において[名望の高い]民間人の教育顧問が、各都道府県に任命されるやう提言する(序論)。
- (2) [カリキュラムと学科課程の構成については]ある特定の環境にある生徒が出発点でなければならない。中央官庁が生徒の環境や能力を顧みることなく、あらゆる事情の下に有効であることを保証された、いわば教育の手形のやうなものを発行するならば、[まず聖地の興味から出発するという]前述の原理は踏みにじられたことになる(第一章「日本の教育の目的及び内容」)。
- (3) 教科書の選定は一定の地域から出た教師の委員会によって行はれるべきである。日本の教育者達のみがよくこの仕事をなしうるのである(同上)。
- (4) [学校の管轄問題について二つの改革をすすめる。第一は学校の行政職員は専門性を持つことであり]第二に教育計画の管轄を現在よりもっと分散させなくてはならぬ。全機構の一定の段階において、権力と責任の縦の線を、明確に切断しなければならぬ(第三章「初等及び中等学校の教育行政」)。
- (5) 公立の初等及び中等教育の管理に対する責任は都道府県及び地方的下部行政区画(即ち市町村等)に委せらるべきである。[都道府県教育委員会の設置を提言](同上)。

(6) 各都市またはその他の地方的下部行政区画においては、国民の選んだ一般人によって教育機関が構成されてこの機関が法令に従って、その地方にあるすべての公立の初等及び中等学校の管理を司るやう我々は勧める〔以下、市町村教育委員会の設置を提案〕。(同上)。

(7) 教育当局及び税務当局は国家、都道府県及び地方的下部行政区画において夫々なさるべき相対的な補助額を明示すべきである。(中略) 学校の経費に合理的な比率は、地方的下部行政区画において設定せらるべきである(同上)。

この先の部分になるが、教師教育、成人教育を扱った章にも、地方重視の勧告が頻繁に出てくる。地域を母体とした教師の現職教育活動振興の必要や、地方図書館行政を振興するための「一括的行政機構」の設立、といった勧告である。

しかし高等教育を取り上げた章ではどうであったろうか。ここでは不思議なことに、「地方」とか「地域」といった言葉すら出てこない。公立大学について言及してはいるがそれも前述のように官立大学と併せて登場するだけであって、地方・地域の課題とともに公立大学の課題を語る、といったことは何ら行われていない。全体としてこの章を見ると、使節団の関心は大学の復興、全国の青年男女への高等教育機会の開放、学術の国際交流特に欧米の学術情報や成果のなるべく早い導入、といったナショナルな、あるいはグローバルな着目と勧告に終始している。前記のような初等・中等教育や教育行政機関をローカルな要望に対応させようとする勧告とまったく異なる角度から、高等教育の改革問題を扱っているのである。

第二次使節団ではどうであったろうか。読み直してみると、第一次報告書の勧告とは著しく異なる下記のような勧告部分があることに気付く。

「ある大学を真に特徴づけるのに大いに役立つような独自性は、高等教育機関が直接地域の人々に奉仕することによってじゅうぶん裏付けられ、高められるものである。この活動は、大学拡張教育・社会教育・地域社会教育・学外教育あるいは大学成人教育など、国によっていろいろに呼ばれているが、これを行うためには、高等教育機関は地域の要求を研究し、他の機関で行われていない研究的・教育的、および奉仕的仕事を決定し、さらにまた実行する技術を持っているか、または持つことができるよう、仕事を選定することが必要である」(「日本はどのような種類の高等教育機関を持つべきか」)。

このパラグラフは、前後の文脈から全く飛躍した内容になっている。起草の終わりになって付け加わった

のではあるまいか。これに続くのは「このような方向をたどるような教育機関は、如何なるものでも偉大になるほかはない。それは、あらゆる障害にかかわらず、前途に希望をつなぐものであり、優れたものになるであろう」という、訳文にも責任があるかもしれないが、いささか単純稚拙の感すらある文章であった(英文は Any higher educational institution which follows this course cannot avoid greatness. It will be forward-looking and distinguished in spite of all obstacles.)。

高等教育・地域・占領行政

第一次使節団が報告書でほとんど触れず、第二次報告書においても上記の程度の勧告にとどまった、大学本質観における「地域」あるいは「地方」との関係という視点は、何を通じて持ち込まれたのか。

その大部分は、他の教育改革分野と違って、使節団によってではなくGHQのCIE(民間情報教育局, Civil Information & Education Section)による占領行政を通じて導入されたと見てよい。その行政が実行されたのは、まさに第一次使節団と第二次使節団報告書との中間の時期だったのである。前記のような第二次使節団の勧告には、それ以前に行われた占領行政を背後からサポートするという意図があったのではないかと推察される。

他方、日本側の大学リーダーや関係者側の一部にも、大学の諸活動をその地域の住民のために組織しようという構想や実践が行われていた。この点を考慮しておくことも重要である。たとえば北海道帝国大学は北海道の開発と文化支援を目指して新しいタイプの官立総合大学を建設するという趣旨で新制への転換を図ろうとしていた。金沢の医科大学、第四高等学校、高等師範学校等は北陸帝国大学の設立を要望していた。また、1950年に発足した短期大学は各地で地域の要望に応じた市民向け教育活動を行っていた。このような実態を考え合わせると、上記の勧告は必ずしも実態的背景を持たないものではなかったといえることができる。

さてCIEが行った、地方・地域と関連する行政や構想はどのようなものだったか。それをすべて詳述するには独立の論文が必要である。今は、事典的に概観しておくにとどめよう。

地方移譲問題(1947年11月報道)

大学行政と地域との関係が露骨に提示されたのは、「大学の地方移譲問題」というかたちで伝えられた占領軍の意向であった。一部の新聞がこれを伝えたにすぎなかったが、地方教育委員会制度の形成動向とも絡めながら、官・公立の大学、高等学校、専門学校そし

て高等師範学校、師範学校、青年師範学校を一挙に地方教育委員会の管理に移譲するという内容のもので、その延長上には内務省、司法省に続いて文部省の解体も組み込まれているのではないかと推測されていた。そのため日本側としては単なるニュース情報を超えて重大な関心の対象になった。

結果から言えば、この報道に対しては教育刷新委員会が緊急審議の上、批判決議を採択した（「大学の地方移譲自治尊重並びに中央教育行政の民主化に関する決議」1947年12月26日）。このころになると、旧帝国大学（官立総合大学）は「移譲」の対象から除くことになるかと伝えられていたが、それは不可能かつ不適切と批判する決議であった。①来たるべき地方教育委員会の力量では、到底大学の管理を担うことはできない、②従来の日本の大学・高等教育機関は全国的視野に立って配置・建設されており、学生・生徒も全国から入学する仕組みになっているにもかかわらず、その管理管轄を各地に移譲するのは、高等教育配置の「偏頗」を招く、というものであった。

構想に反対したもう一つの組織は大学基準協会であった。1947年12月30日に発表した意見書は、①大学を官僚支配から解放することに強く賛成するが、この案の実行は大学の水準向上と大学の自由の確保、大学行政の民主化に貢献するとは考えられない、②日本の大学・高等教育の歴史的連絡性を損なう、③第一次使節団が強く戒めた「アメリカの大学制度の完全な模倣」である、④地方教育委員会が大学の理念、使命を維持向上する能力を持つとは考えられない、⑤同委員会は地方の政治的利害に左右されて大学の自由を阻害する恐れを十分に持つ、⑥地方財政には大学財政の負担能力はない、という諸点であった。教育刷新委員会が「文部省の文化省化」というもう一つの改革構想と抱き合わせにこの問題を審議したのに対し、大学基準協会はもっぱら大学水準の維持と大学の自由という点に絞って対応したという違いはあったものの、当時最も有力な教育政策立案機関であった二つの組織は、両者ともほとんど重なる論点によって反対したことになる。

やがてこの構想は全く伝えられなくなった。

新制大学の一府県一大学主義（1948年6月）

新制の国立大学は、周知のように一つの府県に一校だけを作る、という大原則をもとに認可されて行った。1947年の後半から審査が始まり、48年春に公私立大学13校が例外的に認可されて出発し、国立大学は翌年の1949年の5月末に開設という流れになったのだが、詳細は記すまでもないだろう。

これより先き、国立大学設置のための原則は、1948年6月前後に決まって行った。資料的にはっきりしな

い部分もあるが、最初にC I E側が原則の原案を示し、文部省との間で意見を交わしながら固めていったもののようである。その原案に近い（6月初頭段階？）と思われる条文—英文からの翻訳文であった—を見ると、明らかに「地域」（および都道府県）というものに関して強い関心が払われているのがわかる。

- (1) 少なくとも各都道府県の一大学においては文理科（リベラル・アーツ）と教育科（エデュケーション）の学部が別個に組織されなければならない。
- (2) 一都道府県の住民の高等教育要望は、もし公立（都道府県立または市立）大学の学校がその県内に設立予定の大学と合同するならば、一層有効に充たされるであろう。このような合同は、即時奨励されるべきである。

そもそも以上の方針の前提にあった「国立の大学は総合的な形態においては各都道府県一校に限る」という原則そのものが、地域住民の高等教育機会の均等化ないし平等化を意味する措置であった。なぜかといえば、この原則を欠くとすれば、国内各地の有力な帝国大学が近くの高レベルの旧制高等学校や専門学校を独占的に併合し、それこそ高等教育機会の「偏頗」化を生むかもしれないからである。

上記の(1)の「文理科」提案が「大学の教育課程をリベラライズせよ」という第一次報告書の勧告に沿う大学一般教育の受講保障措置であったことは言うまでもない。また、(1)には、新制中学校発足に伴う教員需要に応じて地域に新卒教員を供給するという大学の責務に応えるために「エデュケーション」すなわち教職課程を独立して設置すべきだ、という明確な要請が含まれていた。

(2)は公立大学救済措置ではなく、もっぱら高等教育機会配分のための措置だったとみられる。

つまり、これらの構想の背後には、地域社会（コミュニティ）生活の重視というよりも、むしろ地区（リージョン）住民の利益重視というアメリカ的な発想が色濃く流れていた。しかし官立大学・学校を各地の住民の要望に応じて、かつ大学自身の責務の遂行を可能にすることを考慮しつつ配分・設置して行くというのは、戦前日本の高等教育政策にはほとんどなかった発想であった。それは敗戦と占領が初めて実現させた大学設置原理であった。

ちなみに、その後の折衝を経て、新制大学設置の方針は、文部省側で「新制国立大学実施要綱」という文書にまとめられた。その際、人口300万人以上の都府県は「国立大学一校限り」という制約を免れた。北海道、東京都、京都府、大阪府、福岡県、愛知県がそれに該当し、複数の国立大学を置くことができたが、人

口の及ばなかった宮城県は外れた。このことは20年後に東北大学からの宮城教育大学の分離という事態を招くことになるのだが、それは後の事である。このような例外措置を含みながらも、1948年という時点で、近代日本高等教育史上空前の大学再配置が実現したのである。

大学理事会法問題（大学管理法問題）「1948～49年」

占領軍当局を介し、大学問題を正面に据えながら「地方・地域と大学」の関係を問い、戦後最も大きな争論を引き起こしたのは、1948年から49年にかけて起きた「大学理事会法問題」であった。それは「大学法試案要綱」（以下「要綱」と記す）という名の翻訳文書として、文部省から発表されたが、C I Eから渡された文書の訳であることは明瞭であった。

大学と地域の関係に絞ってみると、その中心部分は、各大学内に管理委員会（Governing Board）を置いてこれに広範かつ決定的な権限を与え、その構成を「国家代表3名、府県代表3名、同窓会代表3名」のほか、わずかに教授代表3名と学長（それは管理委員会自身によって解任されることがある）が加わるだけ、という構想であった。

委員会のこの権限に比べ、教授会は、学長その他専門職員の推薦、入学・卒業資格の決定、入学許可学生数についての答申、カリキュラム・教授法について方針の決定、その他学生指導関係の事項に関する方針決定等の権限を持つに過ぎず、学長、学部長、専任職員（教員を含む）の選任と雇用期間の決定は、すべて管理委員会に帰属することとなっていた。

この案は、上記のようにC I Eから文部省を経て発表されたものだったが、大学側の強い反対を引き起こした。国立総合大学総長会議は「わが国の大学の長所と伝統を破壊」する案だとし、「若し這般大戦中、かかる理事会組織が大学内に在ったならば戦時中不十分ながら吾々の守り来った大学の自由も、夙に時代の勢力の前に犠牲となつてゐたであらう」と論じた。同様の危険は現在もある、とも付け加えている。

このほか諸大学の評議会、教育刷新委員会、日本学術会議、日本教職員組合、そして結成されて日の浅かった全日本学生自治会総連合（全学連）も、それぞれが対案を提出するという方法で、この要綱に反対した。

その詳細を記す必要はない。ただし次のことは確かめておきたい。すなわち (1)このときの論議の重点はあくまで教授会の権限の範囲如何という点に置かれていたこと、(2)要綱が中央に置くと定めた中央審議会については、その権限・構成などはほとんど問題とならなかったこと、の2点である。

言い換えれば、伝統的大学の自治と教授会の関係如

何かもっぱらクローズアップされた。その結果、要綱が粗雑な形で提出した、大学運営と「民意」の連携をどうとるかという課題は、はるか後景に押しやられる形になった。

その後の大学管理法問題

以上の要綱は、もともと「大学管理法」の立法を目指していたにも関わらず、あまりの反対の強さのために遂に立法には至らなかった。

その後、文部省は大学管理法の1950年の国会への上程を目指して、大臣諮問機関として「国立大学管理法案起草協議会」を組織し、民法学の権威であった東京大学教授・我妻栄を委員長に迎えた。この委員会はその後公立大学管理法の起草も手掛け、両法案およびそれらに関する諸法律の整理に関する法案の3法案は、1950年から51年にかけて、第10、11、12国会で継続審議された。しかしついに決議には至らず、最終的には審議未了、廃案となった。

国会から参考人も招聘され、長時間の審議が交わされたこれらの法案の意義や、それに関する意見分布などは今日もなお戦後大学史研究の残された課題となっている。ただし、全体として、この原案作成や国会審議の過程で、従来に比べれば、大学と「外部社会」との関係の在り方ははるかに多く論じられたこと、案の中に「商議会」という、従来の公立大学に存在した伝統的な外部者参加の管理機関が用意されていたこと、しかしその権限は厳格に助言、勧告の範囲に限定されていたことを指摘して置くにとどめよう。

「大学と地方・地域」問題のまとめ

以上、占領下における「大学と地方・地域」問題を粗雑な形で概観してみた。一言で言えば、この問題は、先に指摘した「社会的ニーズと大学の対応とをいかなる関係のもとに設定するか」という課題の一部であると同時に、戦後日本の大学本質観という観点からは、きわめて重要なポイントの一つである。すなわち、戦後初めて、日本の大学の持つべき本質の一つに「地方・地域のため」という一項が加わったということができる。

しかしこれまで触れてきたように、それをめぐる論議自体は、深まらなかった。論点としての価値は高かったにもかかわらず、その提出が「占領」という統治状況のもとで、権力的に行われたからである。

当時の大学教員たちにとっては、国家主義・軍国主義のニーズを持って大学に迫った軍部・政府の圧迫の体験はあまりに鮮明であり、他方、学生たちには、大学管理運営法の起草提案それ自体が「反植民地闘争」の標的となった。他方、アメリカの専門家から成っていたはずの教育使節団にしても、第一次の報告書では

教員への権限委任の重要性を強く説きながら、第二次報告書では「地域の要求」の無媒介的な受け入れを勧告した。そしてその傍らで、文部省を通じて総司令部から法案の要綱が出されるという手続きそのものも、いたずらに日本側の反感、反論をあおったというほかはない。

結び

大学は地域の中にあり、その意見を組み込んで運営されるべきだ、という今や当然とも見える大学本質観が、戦後初めて紹介され、しかも当時は、結果において拒斥された。この本質観の背後には、「大学は社会のニーズに応えるという責務を持つ」という、より広いテーゼがあった。それは、「研究の自由」と「大学の自治」という両義を持つ「アカデミック・フリーダム」に対しては緊張的な関係に立つものであったが、占領下のこの時期には、日本の大学関係者は、もっぱら後者を守ることに専念した。

しかしその後の大学史の流れは、前者の「社会のニーズ」は一方でもっぱら産業界の人材ニーズに集中して理解され、「地方・地域のニーズ」についての関心ははるかに弱かったといえるのではあるまいか。

「大学は社会的制度である」という規定が中教審答申に出てきたのは1960年代の初頭であったが、それは高度経済成長下に大学が産業需要と深く結合することの予言に近いものであった。

それに比べると、「大学と地方・地域の関係」を予言ないし重視する言葉はいつから使われ始めたのか、はっきりしない。「地域への貢献」というタームが大学評価にしばしば使われるようになったのは、C O E

(Center of Excellence) と俗称された文科省の奨励事業が開始された2000年代初めからではなかったろうか。それ以前、日本にも地域と大学をつなぐ動きが皆無だったのではない。しかし全大学(人)の共通観念になってからまだ日は浅いというべきであろう。

だが今やアメリカだけでなく、西欧の大学の学長も「コミュニティと大学関係をいかに作るか」を論じるようになった。これを、新しい、しかし緊要な課題として、大学の本質観に組み込むことが求められている。

(注) 本論に関係する筆者の著述について

本文で触れた事実について、寺崎は海後宗臣との共著『大学教育』(戦後日本の教育改革9、1969年、東京大学出版会、近く復刊予定)で記している。また敗戦直後の新聞社説を含む論説の主要なものは、編著『戦後の大学論』(1971年、評論社)に収録した。参照を乞いたい。また大学基準協会の沿革と活動については『大学基準協会五十五年史』(通史編・資料編、2005年、同協会)の監修に当たり、教育刷新委員会については『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』(全13巻、1995～98年、岩波書店)の編集代表者に加わった。

明治以後の日本においても、公立大学・専門学校・高等学校の設立に関連して地方・地域と大学等との関係が考察されてきた。その歩みを展望した論文として拙稿「近代日本における大学と『地域』『都市』—情報と模索をたどる試み」(「大阪市立大学史紀要」第5号、2012年10月)がある。

〔立教学院本部調査役、東京大学・桜美林大学名誉教授〕
〔元 中部大学客員教授〕